

J A F 登録クラブ地域協議会 連絡会議

1990年10月23日制定
1990年12月7日改定
1998年1月1日改定施行

1. 名 称

J A F 登録クラブ地域協議会連絡会議（以下「連絡会議」という。）とする。

2. 目 的

連絡会議は、次の目的を達成するために開催する。

- (1) モータースポーツに関する J A F との意見交換。
- (2) 各 J A F 登録クラブ地域協議会（以下「地域協議会」という。）間の活動について連携を密にする。
- (3) 各地域内のクラブ間相互の交流推進。
- (4) モータースポーツに関する事業活動の情報交換。
- (5) 競技の安全性に関する研修の推進。

3. 構 成

- (1) 連絡会議の構成は、各地域協議会の運営委員長または当該地域の協議会の運営委員会で選出した代表者、ならびに J A F モータースポーツ部長とする。
- (2) 連絡会議には、J A F 登録クラブ地域協議会の代表者の中から選出された座長および副座長を置く。
- (3) 座長は、互選で選出する。
- (4) 座長の任期は1年とし、重任を妨げない。

4. 会議の開催

連絡会議は、最少年4回開催する。

5. 事務取り扱い

J A F モータースポーツ部が行う。